

注 意 事 項

- ・二輪車(自転車・オートバイ)は、必ず、それぞれ指定の駐輪場にとめてください。
 - →<u>駐輪場以外に放置されている場合、施錠・撤去・登録抹消し、厳重に対処します。</u>

学内交通ルール(交通安全遵守や適切な駐輪)に反した場合、施錠・撤去・登録取消します。

登録が取消された場合は、取消し後1年間は、利用できなくなります。

<u>二輪車を撤去したときは、撤去費用を二輪車の所有者に請求することがあります。</u>

特に、卒業時などに不要となった二輪車は、絶対に学内に放置しないでください。

放置があれば、放置者を特定し、撤去・処分費用を請求することがあります。

- 視覚障害者誘導ブロックの上に自転車を駐輪/放置しないでください。
- ・放置自転車は、駐輪場の利用を困難にするほか、キャンパス内の安全・美観を損ないます。また、未登録車両及び放置車両の撤去・処分のために毎年約 100 万円程度もの費用が発生しています。
- 建物の出入り口付近や路上等にとめると、通行の妨げとなります。災害時に建物から避難する時に支障をきたします。
- ・本学駐輪場を、車庫代わりに使用しないでください。駐輪場に2日以上駐輪しているオートバイは、施錠・撤去(一時移動)の対象となります。

その他

- ※二輪車によりキャンパス内備品等破損した場合は、破損させた者に修理費用を請求します。
- ※二輪車の利用登録は、1人1台です。
- ※自転車事故が増加しています。万が一に備え、自転車保険に加入してください。
- ※自転車・オートバイ利用に関する詳細を、総合安全管理部門ホームページに掲載しています。
 - *自転車安全ルール
 - ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - ②車道は左側を通行
 - ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - ④安全ルールを守る(飲酒運転、二人乗り、並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認)

総合安全管理部門

(http://www.gsmc.titech.ac.jp/)